

資格・講習委員会規程

平成 25 年 12 月 26 日 制定

平成 27 年 12 月 22 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、資格・講習委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 資格付与部門担当副会長
- (2) 学術・研究部門担当副会長
- (3) 資格付与部門担当理事
- (4) コンクリート技士試験委員会委員長および副委員長
- (5) コンクリート技士研修委員会委員長および副委員長
- (6) コンクリート診断士講習委員会委員長および副委員長
- (7) コンクリート診断士試験委員会委員長および副委員長
- (8) コンクリート診断士研修委員会委員長および副委員長
- (9) コンクリート技術講習委員会委員長および副委員長
- (10) 第 3 条に定める委員長が指名する委員若干名

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、資格付与部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、学術・研究部門担当副会長が当たる。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

- (1) コンクリート技士・主任技士試験に関する事項
- (2) コンクリート技士・主任技士研修に関する事項
- (3) コンクリート診断士講習に関する事項
- (4) コンクリート診断士試験に関する事項
- (5) コンクリート診断士研修に関する事項
- (6) コンクリート技士・主任技士試験及びコンクリート診断士試験の合格者の内定
- (7) コンクリート技士・主任技士及びコンクリート診断士の資格の剥奪に関する事項
- (8) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(委員会の成立及び議決)

第7条 コンクリート技士試験委員会規程の第12条(1)合否判定基準及び(2)合格者の内定に関する議決、並びにコンクリート診断士試験委員会規程の第11条(1)合否判定基準及び(2)合格者の内定に関する議決を行う場合、委員会は委員現在数の過半数の出席により成立する。ただし、他の出席委員に議決権の行使を書面をもって委任したときは、出席とみなす。

2. 委員会の議決は、出席委員の合議により決定する。

(資格の剥奪、資格審査会)

第8条 コンクリート技士制度規則第16条及びコンクリート診断士制度規則第16条に定める、それぞれ、コンクリート技士、コンクリート主任技士及びコンクリート診断士の資格の剥奪を審査する資格審査会を委員会の中に設ける。資格審査会は、委員会の委員および外部有識者をもって構成する。

2. 委員長は、前項の資格審査会の審査結果を企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

(委員の義務)

第9条 委員会の委員は、業務に関して知り得たことについて、機密を保持しなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
2. この規程の改正は、平成30年6月23日から施行する。